

# 地域協議会 令和5年度推進体制の強化

- デジタル田園都市国家インフラ整備計画の改訂を踏まえ、**地域協議会を改組**
- 新たに3つの分科会を設置し、**デジタル実装や利活用により地域課題解決を強力に推進**

## 令和4年度

### 北海道デジタルインフラ整備促進協議会

#### ※検討事項

誰もがデジタルの恩恵を受けられる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、北海道におけるデジタル技術の実装による地域の課題解決や活性化を促進するため、**5G等デジタルインフラの円滑な整備を支援**。

(1) 携帯電話基地局の円滑な設置の促進に関すること

(2) 無線システムの整備による事業展開の促進に関すること

(3) その他デジタルインフラ整備の促進に必要なこと

## 令和5年度

### 北海道デジタルインフラ整備・**活用**促進協議会(親会)

分科会活動総括、基礎自治体へのアンケート調査 等

#### ※検討事項

#### 無線インフラ整備分科会①

携帯電話基地局の円滑な設置その他高度無線システムの整備に関する事項 ※5G・4Gなど

#### 地域デジタル実装分科会②

ワイヤレス・IoTソリューションなどデジタル技術を活用した地域課題解決の推進に必要な事項

#### 新規 光インフラ整備分科会③

光ファイバの整備及び維持管理に関する事項(ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度に関する事項を含む)

#### ★Point

道内基礎自治体は、道庁を通じて情報を共有するほか、**希望があれば参画可能**

## 「北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会」開催要綱

### 1 目的

誰もがデジタルの恩恵を受けられる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、北海道におけるデジタル技術の実装による地域の課題解決や活性化を促進するため、デジタル田園都市国家インフラ整備計画（総務省 令和4年3月策定、令和5年4月改訂）に基づく「地域協議会」として、光ファイバや5G等高度無線システムなどのデジタルインフラの円滑な整備を支援するとともに、道内市町村等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組について支援を行う。

### 2 名称

「北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会」（以下「地域協議会」という。）とする。

### 3 協議事項

- (1) 携帯電話基地局の円滑な設置その他高度無線システムの整備に関する事項
- (2) ワイヤレス・IoT ソリューションなどデジタル技術を活用した地域課題解決の推進に必要な事項
- (3) 光ファイバの整備及び維持管理に関する事項（ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度に関する事項を含む）

### 4 分科会の設置

地域協議会に、上記3の(1)～(3)の各協議事項を扱う分科会を置く。

- (1) 協議事項(1)：無線インフラ整備分科会
- (2) 協議事項(2)：地域デジタル実装分科会
- (3) 協議事項(3)：光インフラ整備分科会

### 5 構成及び運営

- (1) 本協議会及び各分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本協議会は、北海道総合通信局総合通信調整官が主宰する。
- (3) 各分科会の主宰者は以下のとおりとする。
  - ① 無線インフラ整備分科会：北海道総合通信局陸上課長
  - ② 地域デジタル実装分科会：北海道総合通信局情報通信振興課長
  - ③ 光インフラ整備分科会：北海道総合通信局電気通信事業課長
- (4) 主宰者は、本協議会及び分科会を招集する。
- (5) 主宰者は、必要と認める者を、本協議会又は各分科会の構成員又は補助者

- として追加する。
- (6) 主宰者は、必要に応じて、構成員及び補助者以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - (7) 本協議会及び各分科会は、機微な情報を取り扱うため、原則非公開での開催とする。
  - (8) その他、本協議会及び各分科会の運営に必要な事項は、主宰者が定めるところによる。

## 6 北海道内市町村の参加及び情報共有

- (1) 本協議会及び各分科会の開催及び議事次第は事前に北海道内市町村に共有するとともに、議事概要について事後すみやかに共有する。
- (2) 本協議会及び各分科会の会合への参加を希望する市町村は、事前に出席者を主宰者に通知する。当該出席者は上記5「構成及び運営」を遵守し、オンラインにより参加することができる。

## 7 開催期間

地域協議会の開催期間はデジタル田園都市国家インフラ推進計画の推進期間とする。

## 8 その他

地域協議会の事務は、北海道総合通信局地域DX推進グループが行う。

令和5年6月30日 現在

## 北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会 構成団体名簿

(団体50音順)

旭川ケーブルテレビ株式会社

株式会社NTTドコモ

株式会社帯広シティーケーブル

KDDI株式会社

株式会社JTOWER

住友商事株式会社・Sharing Design株式会社

ソフトバンク株式会社

日本ケーブルテレビ連盟

東日本電信電話株式会社

北海道

北海道財務局

北海道総合通信局

北海道総合通信網株式会社

北海道テレコム懇談会

楽天トータルソリューションズ株式会社

- (注1) 代理での出席を可能とする。
- (注2) 必要に応じて、説明補助者の出席を可能とする。
- (注3) 必要に応じて、構成員を追加することができる。

令和5年6月30日現在

## 無線インフラ整備分科会 構成団体名簿

(団体 50 音順)

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

株式会社JTOWER

住友商事株式会社・Sharing Design 株式会社

ソフトバンク株式会社

日本ケーブルテレビ連盟

東日本電信電話株式会社

北海道

北海道財務局

北海道総合通信局

北海道総合通信網株式会社

楽天トータルソリューションズ株式会社

- (注1) 代理での出席を可能とする。
- (注2) 必要に応じて、説明補助者の出席を可能とする。
- (注3) 必要に応じて、構成員を追加することができる。

令和5年6月30日現在

## 地域デジタル実装分科会 構成団体名簿

(団体 50 音順)

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社

北海道

北海道総合通信局

北海道総合通信網株式会社

北海道テレコム懇談会

楽天トータルソリューションズ株式会社

- (注1) 代理での出席を可能とする。
- (注2) 必要に応じて、説明補助者の出席を可能とする。
- (注3) 必要に応じて、構成員を追加することができる。

令和5年6月30日現在

## 光インフラ整備分科会 構成団体名簿

(団体 50 音順)

旭川ケーブルテレビ株式会社

株式会社帯広シティーケーブル

日本ケーブルテレビ連盟

東日本電信電話株式会社

北海道

北海道総合通信局

- (注1) 代理での出席を可能とする。
- (注2) 必要に応じて、説明補助者の出席を可能とする。
- (注3) 必要に応じて、構成員を追加することができる。